

# 八幡浜市合葬式納骨施設 に関するQ&A

八幡浜市

令和7年2月27日現在

- 施設使用について
- 使用申請について
- 使用料について
- 収蔵について
- 改葬について
- 法要・参拝について

## ■ 施設使用について

Q. 納骨施設を使用するには、何から準備をしたらいいですか。

A. まずは、現在、お墓があるかどうか。あるのであれば今後どうするか。ご家族でよくご相談ください。場合によっては、お寺さんや石材業者さんなどにご相談されてはどうでしょうか。

Q. 納骨施設の使用について、事前に相談してもいいですか。

A. かまいません。担当者が不在の場合もあるため、事前に相談日時をご予約ください。直接お越しいただいた場合、お待ちいただくことや対応できないことがありますのでご了承ください。

Q. 納骨施設にペットと一緒に入りたいのですがいいですか。

A. できません。この施設は、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、人の遺骨を収蔵するために設置、運営するもので、ペットの遺骨を収蔵する施設ではありません。

## ■ 使用申請について

Q. 納骨施設は早く申請しないと、すぐに納骨壇が満杯になりますか。また、満杯後空きが出た場合は、抽選になりますか。

A. 納骨施設には十分な収蔵場所を用意しているので、すぐに満杯になることは想定していません。(第Ⅰ期96区画128体収蔵、増設可) また、使用申請は年間を通して受け付けており、受付期間を限定して抽選で決めることはありません。施設の使用については、ご家族でよくご相談の上、申し込んでください。

Q. 宗教や宗派の違いにより申請が不可となる場合がありますか。

A. 宗教や宗派は問いません。

Q. 申請書の提出には、申請者本人が行かないとだめでしょうか。

A. 申請者本人が来所できない場合は、ご家族(代理人)の提出でも構いません。ただし、生前予約は申請者本人が申し込むこととしています。ご家族の方など手続きできる方がいる場合は、生前予約ではなく通常の納骨をお勧めし

ます。

- Q. 生前予約を希望しています。市内の者であれば誰でも申し込むことはできますか。
- A. 本市に本籍又は住所がある65歳以上の方であれば、生前予約が可能です。ご自身がお亡くなりになった後、納骨壇に収蔵されるよう生前に準備をしてください。
- Q. 火葬・埋葬許可証がどこにあるかわからなくなったのですが、再発行は可能ですか。
- A. 当市で火葬した場合は、市役所の市民課で再発行が可能です。他の自治体で火葬をした場合は、火葬をした自治体にお問い合わせください。

## ■ 使用料について

- Q. 使用料はいつ支払うのですか。
- A. 資格審査終了後、使用資格が確認できれば、市から使用料の納付書を送付します。納付書が届きましたら、指定金融機関等でお支払いください。
- Q. 生前予約の場合、使用料はいつ支払うのですか。
- A. 生前予約の場合でも、通常納骨の場合でも、施設の使用料は資格審査終了後、使用資格が確認できた時点で、納付書により全額納めていただきます。
- Q. 生前予約の場合、使用期間はいつから始まるのですか。
- A. 生前予約の場合、使用期間は焼骨が収蔵されることから始まります。通常納骨の場合、使用期間は使用許可の日から始まります。
- Q. 納骨施設の使用を途中で取りやめた場合、納めた使用料は還付されますか。
- A. 改葬など施設の使用を途中で取りやめた場合、使用料の還付は原則行いません。ただし、使用期間の変更等による使用料に差額については還付します。

## ■ 収蔵について

- Q. 納骨当日、骨壺を納骨施設に持っていくときは、箱や袋に入れたままでい

いですか。

A. 納骨壇に焼骨を収蔵する場合は、6寸用以下（幅・奥行20センチメートル以下、高さ22センチメートル以下）の骨壺に入れた状態でお届けください。外箱や袋はお持ち帰りいただきます。

Q. 納骨壇や骨壺の中に、故人の愛用の品も入れていいですか。

A. 焼骨以外の物（遺品、位牌、写真など）は、入れることはできません。

Q. 納骨壇の使用を1体用から2体用へ変更することは可能ですか。また、その場合、収蔵期間は通算で30年以内となるのですか。

A. 納骨壇は使用期間中1回に限り使用期間の変更が可能で、1体用から2体用の変更も可能です。使用期間は通算ではなく、1体用、2体用それぞれの使用許可の日から30年以内です。

Q. 納骨壇の使用期間の変更はなぜ1回しかできないのですか。

A. 本施設の使用料は前払制であるため、使用期間中の変更は基本的にないものと考えています。ただし、1体用から2体用の変更など、諸事情を考慮して1回に限り変更を可能としています。

Q. 使用期間を経過した焼骨はどうなるのですか。

A. 市が骨壺から取り出し他の焼骨とともに合葬室に合葬します。その際、使用者や親族などには使用期間終了等の連絡はしません。

## ■ 改葬について

Q. 墓じまいを考えています。他のお墓から納骨施設に遺骨を移したいのですが、どのようにすればいいのですか。

A. 遺骨を移すには改葬許可証が必要です。お墓が所在する自治体で改葬許可証を発行してもらってから、納骨施設の使用申請を行ってください。

Q. 納骨施設への改葬を考えています。まとまった遺骨があるのですが、使用料はどのようになるのですか。

A. 納骨壇へ改葬する場合、焼骨の体数に応じて使用料がかかります。1つの骨壺に入れることができる焼骨は1体限りとなります。また、合葬室へ改葬する場合も、焼骨の体数に応じて使用料がかかります。

Q. 改葬の際、再火葬は必ずしなければいけませんか。

A. 納骨施設へ改葬する場合、施設の衛生管理上、焼骨の再火葬をお願いします。(参考：やすらぎ聖苑の再火葬料は1回につき1万円です。1回の体数が多い場合は事前にご確認ください。)

Q. 納骨壇に収蔵した焼骨を他のお墓などへ移すことはできますか。

A. 納骨壇使用中の焼骨は可能です。納骨壇の返還手続きをしてください。仮に納骨壇の利用者が既に亡くなっている場合は、事前に納骨施設使用权の承継手続きが必要となります。なお、返還に際する使用料の還付はしません。

## ■ 法要・参拝について

Q. お彼岸やお盆などに納骨施設の中に入って、参拝することはできますか。

A. 開館時間内であれば、納骨施設内の参拝所で自由に参拝できます。ただし、納骨室内に入って参拝することはできません。(開館時間：1月1日と友引の日を除く9:00～17:00)

Q. お寺のお坊さんに来ていただいて、お経をあげてもらってもいいですか。

A. 納骨施設内では、政教分離の観点から宗教行為はできません。

Q. お花やお供え物を持参してお参りしてもいいですか。

A. 大丈夫です。参拝後は、線香など火気の後始末を必ずしてください。お供え物はお持ち帰りいただきますようお願いいたします。